

## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、住民基本台帳事務及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

新宿区長

### 特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

### 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。</p>
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</li> <li>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</li> <li>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</li> <li>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>5. 広域交付住民票の写しの交付に関する情報の通知の送受信 広域交付住民票の写しの交付請求を受け付けた際、他市町村CSとの間で、「住民票の写しの広域交付請求通知」の送信及び「住民票の写し広域交付通知」の受信を行う。</li> <li>6. 戸籍の附票記載事項通知の送信 住民票の記載等の際、本籍地において戸籍の附票の記載の修正等をすべき場合は本籍地市町村に戸籍の附票記載事項通知を送信する。</li> <li>7. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> <li>8. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</li> <li>9. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</li> <li>10. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住基GWサーバ )</p>

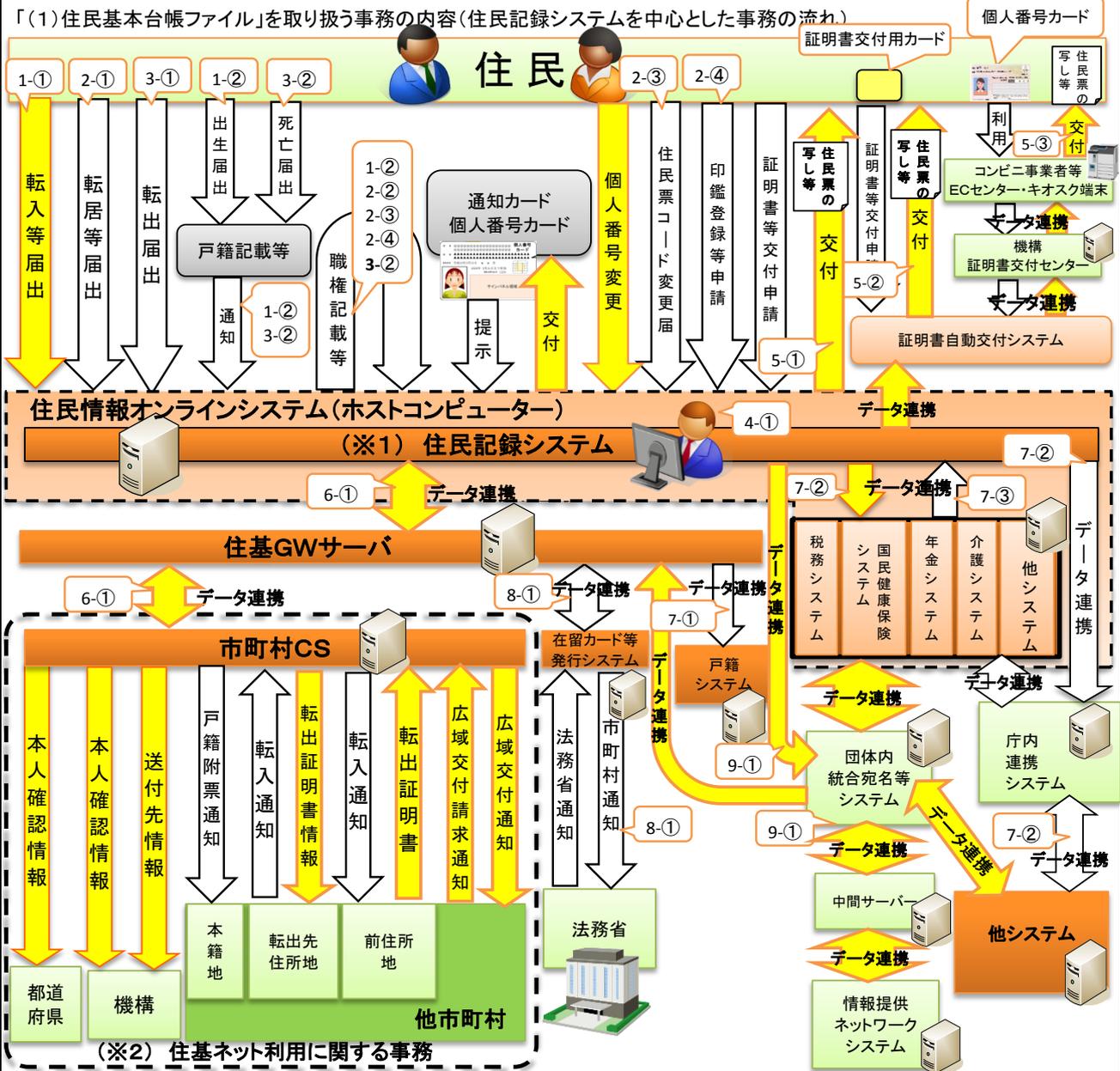
システム3	
①システムの名称	住基GW(ゲートウェイ)サーバ
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムと市町村CSとの連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムから受信した本人確認情報更新、転出証明書情報、転入通知情報、空き番号要求、個人番号生成要求、送付先情報、戸籍附票記載事項通知の電文の編集を行い、市町村CSへの送信用ファイルを作成する。</li> <li>市町村CSから受信した転出証明書情報、転入通知情報、空き番号要求結果、カード発行状況通知、戸籍附票記載事項通知の電文の編集を行い、住民記録システムへの送信用ファイルを作成する。</li> <li>市町村CSから受信した住民票の写し広域交付請求通知について、住民記録システムから受信した住民情報を編集して市町村CSへの住民票の写し広域交付通知ファイルを作成する。</li> </ul> </li> <li>住民記録システムと在留カード等発行システムとの連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムから外国人住民の異動データを抽出し、市町村通知ファイルとして在留カード等発行システムに送信する。</li> <li>在留カード等発行システムから受信した法務省通知ファイルを住民記録システムに送信する。</li> </ul> </li> <li>住民記録システムと戸籍システムとの連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地が当区にある住民に対し、市町村CSから受信した戸籍附票記載事項通知ファイルを戸籍システムに送信する。</li> </ul> </li> <li>団体内統合宛名等システムと市町村CSとの連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名等システムから受信した情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)取得要求の電文の編集を行い、市町村CSへの送信用ファイルを作成する。</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 在留カード等発行システム、戸籍システム )
システム4	
①システムの名称	証明書自動交付システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>証明書発行機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>専用のカードを用いて住民票の写し、印鑑登録証明書を発行する機能</li> </ul> </li> <li>障害時対策機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの障害時に住民票の写し、印鑑登録証明書を発行する機能</li> </ul> </li> <li>証明書データ作成等機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送信する機能</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 証明書交付センター )
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名等システム (評価書中の「③他のシステムとの接続」の記載における「宛名システム等」と同義。)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報等を通知する機能</li> </ul> </li> <li>宛名情報等管理機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名等システムにおいて宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号とひもづけて保存し、管理する機能</li> </ul> </li> <li>宛名番号付番機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</li> </ul> </li> <li>他業務システム連携機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>他業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号にひもづく宛名情報を通知する機能</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 住基GWサーバ、中間サーバー )



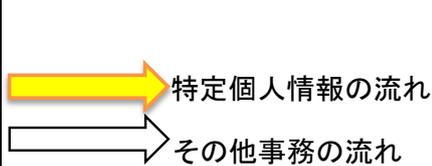
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながるが見込まれる。</p> <p>また、個人番号カードによる本人確認や個人番号の真正性確認が可能となり、利便性の向上と行政事務の効率化に資することが期待される。</p>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第8条(個人番号とすべき番号の生成)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠):なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	地域振興部戸籍住民課
②所属長	戸籍住民課長 神崎 章
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	

**(別添1)事務の内容**

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(住民記録システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

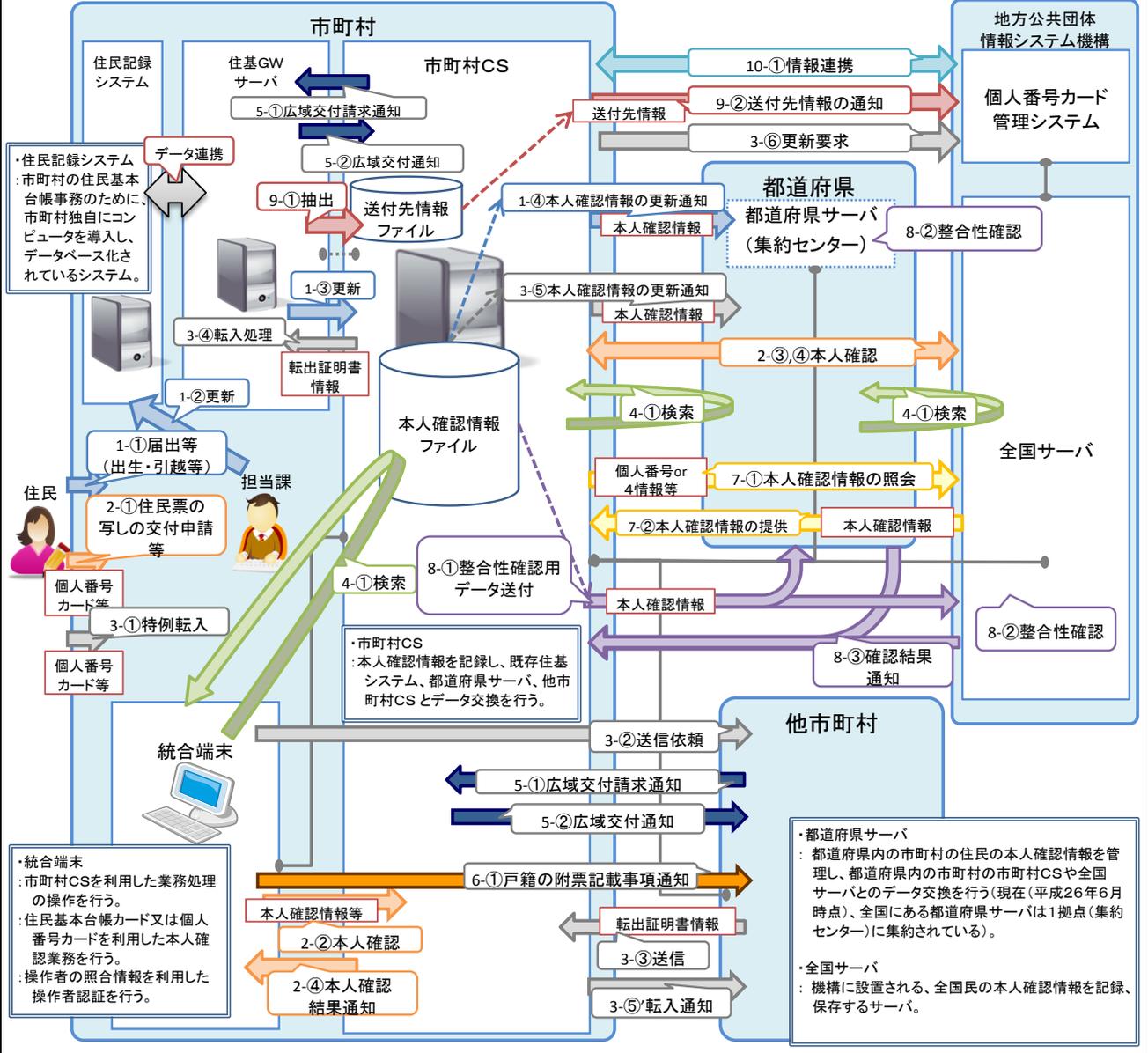


- ※1 住民情報オンラインシステム(ホストコンピューター)で取り扱う事務のうち、住民基本台帳に関する事務を取り扱うシステムを特に住民記録システムと呼んでいる。
- ※2 上記「住基ネット利用に関する事務」については、当評価書10,11ページ「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)において説明する。

- 住民記録システム 各項目
1. 住民基本台帳の記載
    - 1-①. 住民から転入、入国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する。
    - 1-②. 出生届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民票を作成する。
  2. 住民基本台帳の記載変更
    - 2-①. 住民から転居、世帯変更等の届出を受け付け、住民記録システムにより世帯・個人に関する各項目の修正を行う。
    - 2-②. 住民記録システムにより個人・世帯に関する情報の職権修正又は入力内容に対する訂正等を行う。
    - 2-③. 住民からの申請又は職権により新たな個人番号の指定を機構に請求し、機構が指定した個人番号を住民基本台帳に記載する。
    - 2-④. 住民からの申請又は職権により、住民票コードの変更を行う。
  3. 住民基本台帳の消除
    - 3-①. 住民から転出、出国等の届出を受け付け、住民記録システムにより住民に関する記載を消除(住民票を消除)する。
    - 3-②. 実態調査、死亡届出の受理等に基づき、住民記録システムにより職権で住民を消除する。
  4. 住民基本台帳の照会
    - 4-①. 住民記録システムにより住民を検索し、最新・過去時点の個人・世帯に関する情報の照会等、様々な用途に応じて住民基本台帳に関する照会を行う。
  5. 証明書の発行
    - 5-①. 住民からの交付申請等に基づき、住民記録システムにより住民票の写し等の各種証明書を交付する。
    - 5-②. 区の専用のカードを利用して交付申請を行った住民に対し、証明書自動交付システムにより住民票の写し等を交付する。
    - 5-③. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、証明書自動交付システムにより住民票の写し等を作成し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末に送信して交付する。
  6. 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)とのデータ連携
    - 6-①. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、更新された情報に基づき市町村CSの本人確認情報の更新等を行う。
  7. 庁内の他の業務・システムとのデータ連携
    - 7-①. 住民からの異動届又は職権等により戸籍附票記載事項に修正をした際、本籍地を当区に置く住民については、住民記録システムから戸籍システムへ戸籍附票記載事項通知を送信する。
    - 7-②. 住民からの異動届及び職権等により住民記録システムにて住民基本台帳を更新し、庁内の業務で必要となる住民票情報を、庁内連携システムを通じて他課と連携する。
    - 7-③. 転出証明書の記載に必要な情報について、住民記録システム以外のシステムを参照する。
  8. 法務省への通知事項の作成
    - 8-①. 外国人住民の異動が生じた際、法務省に送信する市町村通知の作成を行う。
  9. 中間サーバーへの特定個人情報の登録
    - 9-①. 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、団体内統合宛名等システムを通じて、中間サーバーへ特定個人情報(住民票関係情報)を登録する。

(別添1)事務の内容

「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②.市町村の住民基本台帳(住民記録システム)を更新する。
- 1-③.市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②.③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.転入を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③.市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④.住民記録システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行い、「1-④」の本人確認情報の更新を行う。
- 3-⑤.市町村CSより、住民記録システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 広域交付住民票の写しの交付に関する情報の通知の送受信に係る事務

- 5-①.他市町村から、市町村CSを通じて住民票の写しの広域交付請求依頼を受信する。
- 5-②.市町村CSから、交付地市町村に住民票の写し広域交付通知を送信する。

6. 戸籍の附票記載事項通知の送信に関する事務

- 6-①.統合端末から、市町村CSを経由して本籍地市町村に戸籍の附票記載事項通知を送信する。

7. 機構への情報照会に係る事務

- 7-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 7-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

8. 本人確認情報整合に係る事務

- 8-①.市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 8-②.都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 8-③.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

9. 送付先情報通知に関する事務

- 9-①.住民記録システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 9-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

10. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 10-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基法の規定に基づき、住民基本台帳を作成し、住民票の記載、消除又は修正をする必要があるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="radio"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="radio"/> ] その他 ( 戸籍に関する情報、外国人住民に係る情報 )</li> </ul>
その妥当性	区域内に居住する住民に関する居住関係の公証及び適正な管理を図ることで、住民の利便を増進することを目的として保有する。ただし、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報については、他の所管課が保有している情報を必要な範囲で参照している。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	地域振興部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構、法務省 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の区市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、在留カード等発行システム )								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳に係る届出または通知がなされた都度入手する。								
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民からの申請等を受けた上で、住民に関する情報を新たに住民基本台帳に記録する必要がある。								
⑤本人への明示	住基法第7条第8号の2において個人番号が住民票の記載事項として明示されている。								
⑥使用目的 ※	住民の居住関係の公証のため、住民基本台帳ファイルにおいて当区の区域内の全ての住民の情報を保有することで、住民に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供することができるようにする。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた場合、住民基本台帳情報を変更または新規作成するとともに、本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)の更新情報を当区CSへ送信する。</li> <li>申請または届出があった場合、申請者または届出者の本人確認のため、申請書または届出書の記載内容と住民基本台帳情報を照合する。</li> <li>住民その他の住民票の写しの交付を請求できる者から請求があった場合、住民基本台帳情報をもとに当該住民に係る住民票の写し等を発行する。</li> </ul>								
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の異動届出等の際、本人確認書類の提示を受け、異動届出書の内容や転出証明書などの添付書類の内容と突合する。</li> <li>住民票の記載事項の変更または新規作成が生じた際に、職員にて個人番号、4情報、住民票コードをもとに検索することにより突合する。</li> </ul>								
情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、区政の基礎資料とするための人口統計、事務処理実績確認のための帳票発行枚数統計等のみを行う。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。								
⑨使用開始日	平成27年7月6日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 委託する 2) 委託しない</span> ( 3 ) 件
委託事項1	住民異動届出に係る記載事項等の入出力業務
①委託内容	住民記録システムにて行う住民異動届等の入力、証明書及び帳票等の発行に関する事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
対象となる本人の範囲 ※	[ 2. ③対象となる本人の範囲 ] と同一
その妥当性	・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。 ・住民基本台帳に記録されている項目を入出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( システムの直接操作のため提供という形態を取らない。 )
⑤委託先名の確認方法	・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名	りらいあコミュニケーションズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

委託事項2		住民票の写し等の郵送請求処理業務
①委託内容		郵送で住民票の写し等の請求があった場合の発行及び請求先への送付に関する事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	・日々発生する大量の業務を迅速にかつ効率的に処理するため委託している。 ・住民基本台帳に記録されている項目を出力するため、個人番号を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( システムの直接操作のため提供という形態を取らない。 )
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		りらいあコミュニケーションズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		証明書自動交付システムの改修・保守
①委託内容		証明書自動交付システムの改修並びに同システムを構成する機器の定期点検及び障害対応
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
	その妥当性	証明書自動交付システムの改修並びに機器の定期的なメンテナンス及び障害発生に備えた復旧作業人員等の迅速な手配などを安定的に行う必要があるため委託している。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( システムの改修並びに同システムを構成する機器の点検及び障害対応のため、提供という形態を取らない。 )
⑤委託先名の確認方法		・戸籍住民課において、業務委託登録票を閲覧に供している。 ・新宿区情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		富士通株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 57 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 50 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2で規定された事務(別紙1のとおり)
③提供する情報	住民票関係情報であって、主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報照会者による情報提供ネットワークを通じた住民票関係情報の提供の照会があった都度
提供先2	教育委員会事務局学校運営課(番号法において個人番号の利用可能な事務を行う区の実施機関)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票記載事項のうち、提供先(新宿区教育委員会事務局学校運営課)が必要とする情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システムの参照 )
⑦時期・頻度	提供先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度
提供先3	教育委員会事務局学校運営課(新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「新宿区番号条例」という。))において個人番号の利用可能な事務を行う区の実施機関)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②提供先における用途	就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区教育委員会規則で定めるもの
③提供する情報	住民票記載事項のうち、提供先(新宿区教育委員会事務局学校運営課)が必要とする情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システムの参照 )
⑦時期・頻度	提供先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度

<b>移転先1</b>	番号法において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②移転先における用途	・個人番号の真正性確認の際に使用する。 ・移転先の事務において、住民基本台帳の記載事項等を確認するために使用する。
③移転する情報	住民票記載事項のうち、庁内主管課が必要とする情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民記録システムの参照 )
⑦時期・頻度	移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度
<b>移転先2</b>	・新宿区番号条例 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「東京都番号条例」という。) において個人番号の利用可能な事務を行う庁内主管課(別紙3のとおり)
①法令上の根拠	住基法第1条、第3条第2項
②移転先における用途	・個人番号の真正性確認の際に使用する。 ・移転先の事務において、住民基本台帳の記載事項等を確認するために使用する。
③移転する情報	住民票記載事項のうち、庁内主管課が必要とする情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同一
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民記録システムの参照 )
⑦時期・頻度	移転先の事務において、個人番号の真正性を確認する際や、住民基本台帳の記載事項等の確認を行う都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>&lt;当区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。</li> <li>・サーバ室への入退室は許可を受けた者に制限され、入退室管理装置等による入退室管理を行う。</li> <li>・外部からの侵入が容易にできないよう、サーバ室には可能な限り窓を設けない。</li> <li>・監視カメラによる入退室の監視を行う。</li> <li>・サーバ室には耐震対策・防火措置等を講じる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>													
②保管期間	期間	<p>[ 定められていない ]</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	<p>住民基本台帳に記載されている者は、転出等により住民票が消除されるまで保管するため、期間の定めはない。なお、住基法施行令第34条(保存)により、消除された住民票はその消除された日から5年間保存するものとされている。</p>													
③消去方法	<p>&lt;当区における措置&gt;</p> <p>住民基本台帳ファイルに記録されたデータのうち、住民票の消除後5年を経過したデータを住民記録システムにて判別し、消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>													

## 7. 備考

<特定個人情報の保管・消去に関する記載>

コンビニ交付サービスにおいて、証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から完全に消去される。

**(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に掲げる事務**

項番	提供先	提供先における用途	提供する情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
21	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報

37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
59	地方公務員共済組合又は全国市町村共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報

77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
102	農林漁業団体共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報

108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報

**(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に掲げる事務**

番号法第9条別表第1項番	移転先	移転先における用途
7	保健予防課 保健センター	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障害者福祉課 保育課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	子ども家庭課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保健予防課	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	障害者福祉課	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	障害者福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保健予防課 保健センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	生活福祉課 保護担当課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	税務課	地方税法その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	住宅課	公営住宅法に基づく公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	地域福祉課	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	医療保険年金課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	医療保険年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	障害者福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
36の2	危機管理課	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	子ども家庭課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	地域福祉課	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	高齢者支援課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	障害者福祉課	戦傷病者特別援護法による更生医療の給付、補装具の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
44	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	子ども家庭課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

47	障害者福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律による福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	地域福祉課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	健康づくり課 保健センター	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	地域福祉課	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	地域福祉課	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	子ども家庭課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	高齢者医療担当課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
61の2	住宅課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
63	生活福祉課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支援金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	介護保険課 地域包括ケア推進課 高齢者支援課	介護保険法における保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
69	危機管理課	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
70	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	健康づくり課 保健センター	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
84	障害者福祉課 健康づくり課 保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
94	保育課 健康づくり課	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
98	保健予防課 各保健センター	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

**(別紙3) 新宿区番号条例第3条第1項別表及び東京都番号条例第4条第1項別表第1に掲げる事務**

新宿区番号条例別表 区長の項事務の欄	移転先	移転先における用途
1	障害者福祉課	心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
2	高齢者支援課	日常生活用具の給付その他の高齢者福祉に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
3	介護保険課	日常生活用具の給付、住宅改修等に係る費用の助成その他の介護保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
4	生活福祉課 保護担当課	相談支援、自立支援その他の生活保護等に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
5	保育課 子ども総合センター	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育てで支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
6	住宅課	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
7	高齢者医療担当課	葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
東京都番号条例別表 知事の項事務の欄	移転先	移転先における用途
1	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
2	保健予防課 保健センター	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
3	障害者福祉課	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって東京都規則で定めるもの
4	保健予防課 保健センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの
5	保健予防課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって東京都規則で定めるもの

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、住民票が削除(死亡による削除を除く。)されたもの(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	地域振興部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用											
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )										
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システム )										
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。										
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず住民記録システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。										
⑤本人への明示	市町村CSが住民記録システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。										
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。										
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—								
変更の妥当性	—										
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>地域振興部戸籍住民課及び特別出張所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td>           &lt;選択肢&gt;  <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ]           <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び特別出張所	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び特別出張所									
使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満										
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満										
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上										
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住民記録システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住民記録システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</li> <li>住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>該当なし。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。				
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>										
情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。										
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。										
⑨使用開始日	平成27年7月6日										







## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新宿区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き替えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 当区では、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 通知カード及び交付申請書の送付先の情報 )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	地域振興部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民記録システム )	
③入手の時期・頻度	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)による。	
⑥使用目的 ※	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体	使用部署 ※	地域振興部戸籍住民課及び特別出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑧使用方法 ※	住民記録システムにより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する。(住民記録システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年10月5日	







## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

1. 氏名(漢字、カナ)、2. 生年月日、3. 性別、4. 世帯主氏名(漢字、カナ)、5. 世帯主との続柄、6. 本籍、7. 筆頭者氏名、8. 区民となった年月日、9. 住所(漢字、カナ)、10. 住所を定めた年月日、11. 住所を定めた届出年月日(職権記載等を行った者についてはその年月日)、12. 前住所、13. 転出届出年月日、14. 転出日、15. 転出先住所、16. 住民票コード、17. 個人番号、18. 併記名(外国人住民のみ)、19. 通称(外国人住民のみ)、20. 通称の記載及び削除に関する事項(外国人住民のみ)、21. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、22. 国籍・地域(外国人住民のみ)、23. 法第30条の45に規定する区分(外国人住民のみ)、24. 在留資格(外国人住民のみ)、25. 在留期間等(外国人住民のみ)、26. 在留期間の満了の日(外国人住民のみ)、27. 在留カード等番号(外国人住民のみ)、28. 氏名のカタカナ表記(外国人住民のみ)、29. 特別永住者証明書申請日、30. 特別永住者証明書交付予定期間、31. 特別永住者証明書交付日、32. 住居地届の有無、33. 住民番号、34. 世帯番号、35. 世帯区分(日本人、外国人、混合世帯)、36. 住民区分(日本人、外国人、住登外)、37. 氏名区分(氏名、併記名、通称)、38. 個人番号カード運用状況、39. 個人番号カード有効期限、40. 個人番号カード回収日、41. 備考欄履歴情報、42. 印鑑登録番号、43. 国民健康保険記号番号、44. 国民健康保険資格取得年月日、45. 国民健康保険資格喪失年月日、46. 退職被保険者等資格区分、47. 退職被保険者等該当年月日、48. 退職被保険者等非該当年月日、49. 後期高齢者医療資格の有無、50. 介護保険資格の有無、51. 国民年金資格取得年月日、52. 国民年金資格喪失年月日、53. 国民年金種別、54. 基礎年金番号、55. 児童手当支給開始年月、56. 児童手当支給終了年月

(※43から56までの項目は、他の所管課が保有している情報を必要な範囲で参照している項目である。)

### (2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

### (3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所住所項目長、21. 交付場所郵便番号、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 法第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>届出書の内容をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、複数人で確認を行う。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な情報のみ記載してもらうよう、届出書の記載例を掲示している。</li> <li>届出書及び添付書類に記載された情報以外は入力しない。</li> <li>システムの入力画面においては住民基本台帳事務と関連しない項目を登録することができない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。</li> <li>届出書/申請書の様式に各届出書/申請書の題名を明示し、届出/申請を行う者が使用目的を認識することができるようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示、若しくは通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)等の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には、個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、複数の者による確認を行う。また、入力、削除及び訂正した内容を確認した者に、届出/申請等の様式の行政側使用欄にサインさせる。
その他の措置の内容	特定個人情報に誤りがあつた際に訂正を行う場合には、訂正内容等の記録を残し、法令等により定められた期間保管する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出/申請の受付の窓口において、他者の目に触れないよう仕切り板で遮断している。</li> <li>届出/申請の処理結果を誤った相手方に手渡すことを防止するため、受付番号発券システム等から発行した番号札による照合を行っている。</li> <li>住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。</li> <li>住基ネットでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名等システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。</li> <li>・団体内統合宛名等システムには、権限のない者のアクセスを認めない。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外との紐付けは行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民記録システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、個人ごとのユーザIDを割り当て、共用IDの利用を禁止している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限と業務の対応表を作成する。</li> <li>・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</li> </ul> <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。</li> <li>・アクセス権限を失効させたことにつき、記録を残す。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者の取り扱う事務に応じたアクセス権限が付与されるように管理をする。</li> <li>・アクセス権限の申請/失効の内容と、申請/失効の結果を突合している。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	住民基本台帳ファイルを扱うシステムについて、誰がいつどのデータを取り扱ったかの操作履歴(操作ログ)を7年間保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている



特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等、善良な管理者の注意義務を持って保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。</li> <li>委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。</li> </ul> ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。</li> <li>・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複製し、又は複製しないこと。</li> <li>・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。</li> <li>・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。</li> <li>・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。</li> <li>・必要があると認めるときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うほか、業務に関する個人情報の管理状況について、立入調査等を受けること。</li> <li>・再委託を禁止すること。</li> <li>・契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	庁内のシステムを利用した情報の移転は全て記録を残しており、その記録は7年間保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ移転先からのデータ利用申請を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを内部規程で定める。</li> <li>区で管理する情報を区外の機関へ提供するには、新宿区個人情報保護条例に規定された手続きをおこなう。</li> <li>情報セキュリティポリシーの遵守状況及び個人情報の管理に関する問題の有無について確認を行い、問題が発生していた場合は速やかに、新宿区情報システム緊急時対応計画に従い適切な措置を講ずることとしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施している。</li> <li>違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内のシステムにおいては、操作者のアクセス制限、操作ログの記録、システムの接続制御を実施することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。</li> <li>提供／移転前に、提供／移転先が法令に基づく利用事務者であることを確認する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムにおける入出力処理の際、処理を行った職員と、処理の内容を審査する職員を別にし、二重確認を行っている。</li> <li>庁内のシステムにおいて、本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう制御されている。また、操作者のアクセス制限、システムの接続制御により、あらかじめ定められた提供・移転先のみにはしか情報の提供・移転ができないような仕組みとなっている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ol> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  <当区における措置> ・サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。 ・セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。 ・セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。 ・セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。 ・セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。 ・サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。 ・特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。  <機構における措置> 証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。  <コンビニ事業者等における措置> キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  <当区における措置> ・新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルスの対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。 ・振り舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。 ・住民記録システムと市町村CSとの間にファイアウォールを設置し、不正プログラム等のシステムへの侵入を防止する。 ・住民記録システムを利用できる職員をあらかじめ特定し、個人ごとにユーザIDを割り当て、アクセスログを記録する。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  <機構における措置> ・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 ・上記の回線におけるデータ通信は、SSL通信により通信内容の暗号化を実施している。  <コンビニ事業者等における措置> ・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。 ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。 ・パスワードにより、端末保守員以外の者がキオスク端末のプログラムにアクセスすることを排除する。

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住民基本台帳においては、死者も5年間は除住民票として管理することとなるため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	申出により、住基法及び同施行令に規定される届出及び記載等があった都度、住民基本台帳ファイルへの入力、削除および修正を行い、その内容を確認している。また、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)及び住基法第34条(調査)の規定に基づき、居住実態の調査等を実施することにより、職権で、住民基本台帳ファイルの内容の正確性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。また、紙媒体の特定個人情報については、保存期間の経過後、溶解、焼却、細断等により廃棄する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないと証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。 ・キオスク端末で証明書を取り忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。 ・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。 ・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書等により従業員の不正行為を禁止する。 ・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手は、住民記録システムからのデータ連携に限定されるため、届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住民記録システムからのデータ連携に限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	届出／申請の窓口において個人番号カードの提示、若しくは通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人の氏名、生年月日、住所、男女の別を住民記録システムや市町村CSに入力して検索を行い、そこに記録されている個人番号が本人等から提示された個人番号と同じかどうかチェックする。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムに誤った特定個人情報が入力されることのないよう、システムへの入力作業と確認作業をそれぞれ別の職員に行わせるようにする。</li> <li>入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規程に基づいて管理し、保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・機構が作成、配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい、紛失の防止に努める。</p> <p>・市町村CSを使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手のひらの静脈による生体認証を行うことで、他者による特定個人情報の入手を防ぎ、漏えいを防止する。</p> <p>※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと団体内統合宛名等システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	市町村CSを使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで不正に使用されるリスクを防いでいる。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>(1)ID/パスワードの発行管理 人事異動などで職員が特定個人情報にアクセス可能な者となった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。</p> <p>(2)失効管理 情報を有していた職員の異動退職情報等をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス情報を更新し、当該IDを失効させる。</p>

アクセス権限の管理	[ <input type="checkbox"/> 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>	
特定個人情報の使用の記録	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインした際の操作した職員の職員番号と操作者IDを記録している。</li> <li>・操作ログは7年間保存している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し指導する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・窓口に設置された統合端末のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕組みとなっている。</li> </ul>		
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="checkbox"/> ] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	契約時において、区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務等を明記し、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つ業者であることを確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ <input type="checkbox"/> 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。</li> </ul>	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務上知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意義務をもって保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。 ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。</li> <li>委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。</li> </ul> <p>ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含むデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。</li> <li>データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。</li> <li>データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。</li> <li>事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。</li> <li>取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。</li> <li>委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。</li> <li>必要があると認めるときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うほか、業務に関する個人情報の管理状況について、立入調査等を受けること。</li> <li>再委託を禁止すること。</li> <li>契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存している。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	相手方（都サーバ）と市町村CSの間の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。		
その他の措置の内容	サーバ室への入室は職務上必要がある者に限られている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方（都サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点での項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。</li> <li>セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。</li> <li>セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</li> <li>セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。</li> <li>セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</li> <li>サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。</li> <li>サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。</li> <li>特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。</li> <li>振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。</li> <li>ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>統合端末のOSには随時パッチ適用を実施している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民記録システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
(3)送付先情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手は、住民記録システムからのデータ連携に限定されるため、届出の窓口において、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例、同施行規則等に従い届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて住民記録システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を住民記録システムからのデータ連携に限定する。						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	届出／申請の窓口において個人番号カードの提示、若しくは通知カード及び運転免許証等の官公署が発行した写真付きの身分証明書の提示、又は健康保険被保険者証などその者が本人であることを確認するに至る書類の提示を受け、住民基本台帳に記録されている個人識別事項等と参照した上、本人確認を行う。						
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住民記録システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファイルは、住民記録システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</p> <p>・市町村CSを使用する必要がある職員を特定し、ログイン時に個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで、他者による特定個人情報の入手を防ぎ、漏えいを防止する。</p> <p>※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと団体内統合宛名等システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住民記録システムに限定しており、また、住民記録システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	市町村CSを使用する必要がある職員を特定し、個人ごとの職員IDと職員の手ひらの静脈による生体認証を行うことで不正に使用されるリスクを防いでいる。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>(1)ID/パスワードの発行管理 人事異動などで職員が特定個人情報にアクセス可能な者となった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。</p> <p>(2)失効管理 情報を有していた職員の異動退職情報等をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス情報を更新し、当該IDを失効させる。</p>

アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。</li> </ul>	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・操作ログは7年間保存している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。</li> <li>・窓口に設置された統合端末のディスプレイをのぞき見防止フィルターにより来庁者等の目に触れないようにする。</li> <li>・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕組みとなっている。</li> </ul>		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	契約時において、区と委託先との契約書には個人情報保護にかかる特記事項を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務等を明記し、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つ業者であることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。</li> <li>・システムへのアクセス制限を設け、業務に関係のない情報の閲覧／更新を行わせない。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作ログによる記録を残し、不正な使用がないことを確認する。	

特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>業務で知り得た個人情報等につき、契約書において契約の期間中及び契約終了後における第三者への提供の禁止(守秘義務)を定めている。</p> <p>ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。</p>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意義務をもって保管及び管理することを契約書において定め、個人情報の持ち出しを禁止している。</p> <p>ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。</p>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>・個人情報(特定個人情報を含む。)が記載されている不要な紙媒体は、シュレッダーによる細断若しくは外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>・委託先に記録媒体のデータの消去を行わせるときは、職員が当該データ消去の確認を行う。</p> <p>ルールの遵守については、委託元(区)が必要があると認める場合は、委託先に業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行わせるほか、業務に関する個人情報の管理状況について立入調査等による監査を行うことで確認する。</p>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>新宿区の情報セキュリティ規程に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とすること。</li> <li>・データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い、適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>・データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。</li> <li>・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。</li> <li>・取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告すること。</li> <li>・委託先が、その従業者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施すること。</li> <li>・必要があると認めたときは、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うほか、業務に関する個人情報の管理状況について、立入調査等を受けること。</li> <li>・再委託を禁止すること。</li> <li>・契約終了後は、資料等を返還し、又は消去すること。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	契約書に掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより当区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存している。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CS間の通信は、相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保されている。	
その他の措置の内容	サーバ室への入室は職務上必要がある者に限られている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、住民記録システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CS間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ及びネットワーク機器の設置室(以下「セキュリティ区域」という。)に入室する者をあらかじめ指定し、指定した者以外の者を入室させない。</li> <li>セキュリティ区域への入退室管理簿を作成し、入退室の記録を行っている。</li> <li>セキュリティ区域は通常は施錠し、入室の度に鍵又は指紋認証等で鍵を開けている。</li> <li>セキュリティ区域に入室する訪問者に名札を着用させている。</li> <li>セキュリティ区域のうち、特に重要な機器等を設置する場所においては、入退室の記録を行うほか、監視カメラによる入退室の監視を行っている。</li> <li>サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置している。</li> <li>サーバ等の機器等を取り付ける場合は、火災、水害等災害が発生した場合に異常を知らせる自動監視装置を設置している。</li> <li>特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>新宿区情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルス対策のためのソフトウェアを導入し、ウイルスをチェックするウイルスパターンファイルを定期的に更新する。</li> <li>振る舞い検知型のコンピュータウイルス検出ソフトウェアにより標的型攻撃対策を講じる。</li> <li>ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>統合端末のOSには随時パッチ適用を実施している。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	—
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、新宿区では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得していない。	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;当区における措置&gt; ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)第14条(評価書の修正)に基づき、少なくとも年1回評価書の記載した事項の見直しを担当部署において行う。また、同規則第15条及び特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会公表。以下「指針」という。)に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、保護評価を再実施するよう努める。</p> <p>・「新宿区情報セキュリティ規則」に定める情報セキュリティポリシーの遵守に取り組んでいることを自己チェックにより確認する。自己チェックの結果を受けて、情報資産へのリスクを洗い出し、改善策を策定・実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;当区における措置&gt; ・内部監査 「新宿区情報セキュリティ内部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検討するため、毎年、内部監査を行っている。また、特に必要があるときは随時、内部監査を行うことができる。</p> <p>・外部監査 「新宿区情報セキュリティ外部監査実施要綱」に従い、情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、外部監査を行うものとしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;当区における措置&gt; ・「新宿区情報セキュリティ規則」に基づき、課内の職員に対し、情報セキュリティに関する研修を毎年度1回行い、個人情報保護に係る意識向上を図っている。</p> <p>・特定個人情報を取り扱う事務の受託業者との契約にあたり、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する「特記事項」を付し、秘密保持、目的外利用の禁止、第三者への提供禁止などを定めており、これらの事項に違反した場合はその事実を公表することができる。その他、故意又は過失により当区に損害を与えた場合は受託業者はその損害を賠償することが定められている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	地域振興部 戸籍住民課
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	代理人による請求があった場合は、本人との代理関係を確認するために戸籍謄本、登記事項証明書、委任状等の書類を窓口にて提示してもらう。
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料      2) 無料</span> (手数料額、納付方法：開示方法で「写しの交付」を選択した場合には、交付費用が必要となる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	住民基本台帳
公表場所	新宿区役所本庁舎1階 地域振興部戸籍住民課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	地域振興部 戸籍住民課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
②対応方法	問い合わせがあった場合は、対応内容について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年7月24日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	新宿区パブリック・コメント制度に関する規則に定めるところにより、郵送、ファックス、窓口持参又は区のホームページから区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、区の広報誌「広報しんじゅく」に、特定個人情報保護評価の概要と合わせ意見募集を行う旨の掲載をするとともに、本評価書の内容等を区のホームページに掲載し、かつ、区政情報センター、地域振興部戸籍住民課、総合政策部区政情報課、特別出張所及び区立図書館に備え付け、閲覧可能な状態におく。
②実施日・期間	平成29年9月15日から平成29年10月16日まで(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	聴取により得られた意見はなかった。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	平成29年11月8日から平成30年1月10日まで
②方法	個人情報保護、情報システム等に知見を有する外部の第三者に委託して第三者点検を実施した。
③結果	指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項に基づき点検が行われ、以下の点について指摘があった。 ・「Ⅰ 基本情報」にある「(別添1)事務の内容」の5-③(本評価書P.9)について 証明書自動交付システムの機能を追記すること。 ・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」にある「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報の消去ルール」の「ルール内容及びルール遵守の確認方法」(本評価書P.40、49、57)について 「裁断」は「細断」に修正すること。 ・「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」にある「7. 特定個人情報の保管・消去」の「⑤物理的対策」の「具体的な対策の内容」(本評価書P.44、52、60)について 紙媒体の特定個人情報ファイルに係る物理的対策の内容を追記すること。  なお、指摘事項を修正し適切かつ妥当な内容と認められた。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月12日	P. 3 システム1 ②システムの機能	6 住民基本台帳ネットワーク(市町村CS)	6 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P.5 システム4 ②システムの機能	(右記の内容を新たに追加)	3. 証明書データ作成等機能 コンビニの店舗等に設置されているキオスク端末を利用した住民票の写し等の各種証明書発行要求に対して、各種証明書のPDFデータを作成し、機構の証明書交付センターに送付する機能	事前	指針に定める重要な変更に関係する変更のため事前に提出
平成30年1月12日	P.5 システム4 ③他のシステムとの接続	[ ] 税務システム	[O] 税務システム	事前	指針に定める重要な変更に関係する変更のため事前に提出
平成30年1月12日	P.5 システム4 ③他のシステムとの接続	[ ] その他( )	[O] その他( 証明書交付センター )	事前	指針に定める重要な変更に関係する変更のため事前に提出
平成30年1月12日	P.6 特定個人情報を取り扱う理由	市町村から機構に委任することを予定しており	市町村から機構に委任しており	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P.7 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	安河内 和江	神崎 章	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P.8 (別添1)事務の内容		(右上に図を追記)	事前	指針に定める重要な変更に関係する変更のため事前に提出
平成30年1月12日	P.9 5.証明書の発行	(右記の内容を新たに追加)	5-③. 個人番号カードを利用して交付申請を行った住民に対し、証明書自動交付システムにより住民票の写し等を作成し、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末に送信して交付する。	事前	指針に定める重要な変更に関係する変更のため事前に提出
平成30年1月12日	P.18 7.備考	(右記の内容を新たに追加)	<特定個人情報の保管・消去に関する記載> コンビニ交付サービスにおいて、証明書自動交付システムでは証明書データを送信後速やかに同データを消去する。さらに、機構の証明書交付センター、コンビニ事業者等のECセンター及びキオスク端末では証明書データを保持しないほか、証明書データは証明書交付後にキオスク端末から完全に消去される。	事前	指針に定める重要な変更に関係する変更のため事前に提出
平成30年1月12日	P. 24 (別紙2) 項番49、項番76、項番84	健康推進課	健康づくり課	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 24 (別紙2) 項番68	地域包括ケア支援課	地域包括ケア推進課	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月12日	P. 25 (別紙3) 項番2	高齢者福祉課	高齢者支援課	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 25 (別紙3) 項番7	(右記の内容を新たに追加)	移転先:高齢者医療担当課 移転先における用途:葬祭費の支給その他の医療保険に関する事務であって新宿区規則で定めるもの	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 32 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する。(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。)	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 40 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	裁断	細断	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P.41 5.特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置 の内容	予め	あらかじめ	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P.44 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(右記の内容を新たに追加)	<当区における措置> ・特定個人情報が記載された申請書等については、施設管理を行っている部屋に保管する。 <機構における措置> ・証明書交付センター内の広域交付サーバは、セキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行う。 <コンビニ事業者等における措置> ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者が開錠することができない。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年1月12日	P.44 7.特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(右記の内容を新たに追加)	<機構における措置> ・証明書交付センターと区の証明書自動交付システムとの間は行政専用のネットワーク(LGWAN)回線で、同センターとコンビニ事業者等のECセンターとの間は専用回線でそれぞれ接続し、閉域性を確保することで、第三者からのアクセスを排除している。 <コンビニ事業者等における措置> ・ECセンターとキオスク端末との間は専用回線で接続し、閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除している。 ・キオスク端末から証明書が交付された後は、同データは速やかにセキュリティソフトによって端末から自動的に消去される。	事前	指針に定める重要な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月12日	P. 45 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(右記の内容を新たに追加)	<p>&lt;コンビニ事業者等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キオスク端末では、個人番号カードの取り忘れ防止のため、カードを取り外さないで証明書発行画面に進むことができないほか、証明書の取り忘れ防止のため、音声及び画面の警告表示によって注意喚起を促している。</li> <li>・キオスク端末で証明書をとり忘れた際は、原則、コンビニエンスストア等の従業員が所轄の警察署に届出を行うこととする内容の契約が、機構とコンビニ事業者との間で締結されている。</li> <li>・キオスク端末を設置する店舗等では監視カメラが設置されている。</li> <li>・各店舗で定める就業規則又は守秘義務契約書により従業員の不正行為を禁止する。</li> <li>・店舗等に1名個人情報取扱責任者を置く。</li> </ul>	事前	指針に定める重要な変更にあたるため
平成30年1月12日	P. 49 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	裁断	細断	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 52 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <当区における措置>	(右記の内容を新たに追加)	特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 57 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	裁断	細断	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 60 7.特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 <当区における措置>	(右記の内容を新たに追加)	特定個人情報が記載された申請書等については、施錠管理を行っている部屋に保管する。	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため
平成30年1月12日	P. 61 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	取得しない予定である。	取得していない。	事後	指針に定める重要な変更にあたらなため